

令和 8 年度 移動式車載大型ビジョン活用業務委託 仕様書

1 業務名

令和 8 年度 移動式車載大型ビジョン活用業務委託

2 目的

本業務は、那覇市の所有する移動式車載大型ビジョン（以下「ビジョンカー」という。）を活用し、映像によるクルーズ船観光客への歓送迎セレモニー強化や、観光資源である祭事・伝統行事等の各種イベントの魅力向上による観光誘客効果の増進、観客が多く集まる場所での効果的な観光 PR を行い、観光振興に資することを目的に実施するものである。

3 業務内容

(1) 各種イベントでの運行

運行回数の上限を 53 回とし、運行回数が下回った場合、本業務の委託料は実績に応じた金額を支払うものとする。回数の内訳は下記、ア〜カのとおりとする。

ア クルーズ客船対応

若狭バース（泊 8 号）及び第 2 クルーズバース等に寄港するクルーズ客船の歓迎セレモニーの会場において、乗降する観光客の様子を撮影・放映するほか、観光 PR 映像等を放映する。（「撮影」は特に記載のない限り、ビジョンカー備付の車体上部に設置するカメラを使用した撮影を指します。以下同じ。）

履行場所：若狭バース（泊 8 号）、第 2 クルーズバース等

運行回数：12 回

イ 那覇大綱挽まつり

パレット久茂地前広場にて開催されるステージイベントや、国際通り及び国道 58 号久茂地交差点を中心に開催される「那覇大綱挽まつり」の会場において、各種演目及び会場の様子の撮影・放映、演目ごとに準備された映像素材の放映を行う。

履行場所：国際通り及び国道 58 号久茂地交差点付近

運行回数：2 回（令和 8 年 10 月 10 日、11 日）

ウ 読売巨人軍那覇キャンプ

奥武山公園で開催される読売巨人軍那覇キャンプにおいて、車体備品のカメラをブルペン内に設置し撮影・放映する。撮影しないときは、来場者へ向けた練習メニュー等の案内映像を放映する。

履行場所：奥武山公園

運行回数：24回（令和9年2月）

エ NAHA マラソン

奥武山公園を発着点として県南部全域で行われる NAHA マラソンのゴール地点及び各種セレモニー会場となる奥武山陸上競技場内にて、各種演目及び会場の様子の撮影・放映、観光 PR 映像の放映等を行う。

履行場所：奥武山公園

運行回数：3回（令和8年12月5日、6日）

※マラソン当日は長時間業務の為2回としてカウント

オ 琉球王朝祭り首里、首里城祭

首里城公園及び周辺地域にて行われる琉球王朝祭り首里、国際通りにて行われる首里城祭（絵巻行列）で行われる各種セレモニーの演目及び会場の様子の撮影・放映、演目ごとに準備された映像、観光 PR 映像の放映を行う。

運行回数：2回（令和8年11月）

カ その他

上記、ア～オ以外的那覇市関連イベント会場において、本業務の目的を達成するために必要な業務を行う。

履行場所：市が指定する場所

運行回数：10回

(2) 運用全般に関する体制及び保守点検

本業務を効率的かつ安全に実施するため、運用の体制及び保守点検については下記ア～カのとおり実施するものとする。

ア 安全面を配慮し、適正人員で全業務を遂行すること。

イ ビジョンカーの駐車場所は市の指定する駐車場とする。駐車時は常時施錠すること。

ウ 稼動前後の点検（車両・画面等）及び準備（修繕費・車検に係る代金は委託料に含まない）を行うこと。

エ 車両・発電機への燃料を補給すること（燃料費は委託費用に含まない）。

オ 運用上生じる消耗品の準備・設置等を行うこと。

カ 受託期間中、月に1回、適宜手洗いによる洗車を行うこと。期間合計で6回を

目途とする。

- (3) ビジョンランナーの運用者は、派遣時に業務に支障のない範囲内で、適宜、ビジョンを視聴している人数をカウントすること。

(4) その他

各イベントの発生や会場の条件によって、上記（１）～（２）に含まれない業務が必要となった場合は、観光課及びイベント主催者と協議のうえ柔軟に対応し、本業務の範囲内で最大限対応できる体制をとること。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 実績報告書

業務終了後 20 日以内、若しくは令和 9 年 3 月 31 日のどちらか早い日までに、本仕様書に記した業務内容の実績をまとめた実績報告書（運行 1 回毎の業務日報および写真、洗車領収書）を、データ及び印刷物にて提出すること。

6 市との調整

業務を遂行するに当たり、市との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を図ること。

(1) 資料提出の協力について

本業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために、必要に応じて資料の作成を求める場合がある。市から依頼があれば速やかに対応すること。

(2) 運行日程の確定、確認について

前月の 20 日までに市から報告される月毎の運行日程表に基づいて運行する。運行日の前日には「履行場所、時間、対象となるイベント名」を市へ連絡のうえ最終の確認を行うものとする。特にクルーズ船への対応については那覇港管理組合のホームページにて最新の寄港スケジュールを確認すること。

※契約後には市から概要版として年間スケジュール表を提示いたします。

- (3) その他、本業務の実施に際し、市と調整を要す場合は速やかに対応すること。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果、著作権は原則として市に帰属する。
- (2) 受託者は本業務で知りえた市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 その他

(1) 業務の中止とキャンセル料の支払について

予定業務のキャンセル料については、下記のとおり扱う。

- ア 前日までに中止となった場合は、その費用は市へ請求できないものとする。
- イ 前日までに中止の決定がされず、稼動準備を行った後、当日に業務が中止となった場合は、運行したものとみなす。

- (2) 事業を実施するにあたり、受託者は労働災害補償保険及び請負業者賠償責任保険に加入すること。